

## 電話による診療及び処方についてご案内(案)

新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言に伴い、継続受診されている患者様で医師が可能と判断した場合に、お電話で処方箋を発行できるよう対応いたします。

対応には様々な制限がございます、ご理解の上対応いただきますようお願い申し上げます。

### ☆電話診療及び処方の流れ

1. 診療時間内にクリニックにお電話いただき、電話診療を希望する旨をスタッフにお伝えください。  
医師が対応可能になった時間に、折り返しご連絡差し上げます。
2. クリニックからの電話に出ていただき、医師が電話にて診察を行います。
3. 診療終了後、
  - ・院内処方を希望された場合は当院より薬剤、領収書等を送付致します。
  - ・院外処方を希望された場合は、ご希望の薬局様に処方箋をファックスにて送信いたしますので、その後の薬局からの連絡、薬剤の送付をお待ちください。
4. 診療費のお支払いは、次回の診察の際に支払っていただきます。(当院では現金のみ対応しておりますので悪しからずご了承ください。)

### ☆電話でスタッフが伺う内容

- 患者様ご本人の体調の変化や発熱の有無。
- 保険証、医療受給者証等の変更の有無。
- 普段の投薬内容と飲み残しの量。
- 処方箋の送付を希望される薬局名、電話番号、ファックス番号。(お薬手帳をご確認ください)

### ☆ご注意

- ◆ 以下の費用を次回診察時にお支払い頂きます
  - 院内処方の場合:診察料、薬剤料と送付費用
  - 院外処方の場合:診察料、処方箋の発行費用(処方箋の郵送費用)
- ◆ 折返しのお電話に出られない場合、診療状況により再度お電話できないことがあります。  
当日中対応できない場合、お電話に出られない場合は、翌日改めてお電話でお申込みください。
- ◆ こちらからお電話する時間の指定はできません。
- ◆ 診療時間以外の時間はお受けできません。
- ◆ 体調変化や医師がご来院が必要と判断した場合など、お電話での処方ができないことがあります。
- ◆ 医師から直接診療が必要と判断した場合でも、電話等再診の費用がかかります。
- ◆ 厚生労働省の廃止通知以降は、お電話での処方は中止となります。
- ◆ その他、医師が対応不可と判断した場合については、対応ができかねます。

### ※初診の場合のご注意※

- ◆ 当院にカルテが無い場合や他の医師からの紹介状等が無い場合には診察出来ません。
- ◆ 保険証はファックスして頂くかメールにてお送り頂く事が原則です。
- ◆ 医師が対応不可と判断した場合については、ご来院頂きます。
- ◆ 処方出来ないお薬があります。また、処方は原則7日分までとしております。
- ◆ 厚生労働省の廃止通知以降は、お電話での初診と処方は中止となります。